

国際刑事立法対策

2004.10.1

No.1

ニュース

編集責任：国際刑事立法対策委員会

アルシュ・サミット経済宣言により設置された政府間機関FATF（金融作業部会）が昨年6月に行つた40の勧告の改訂により、各種資金のゲートキーパーとなる弁護士に対してもマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための業務規制を行うことが、加盟各国に求められている。これまで何度も何度かこのゲートキーパー規制の内容とその問題点についてお知らせしてきたが、もう一度、求められている規制内容を簡明に要約しておく。

まず弁護士業務全体という円を描き、その中に、「不動産の売買・依頼者の資産の管理・会社の設立運営等の口座の管理・銀行預金のための出資金のとりまとめ・法人等の設立運営・事業組織の売買」というより小さな円を描いて頂きたい。それぞれの弁護士業務の具体的な態様により大きさは異なるだろうが、ほぼ全員が第一の円も描くことになるだろう。この円も描くことになるだろう。

2 ゲートキーパー規制の問題点

公的な書類による本人確認や記録保存義務については、もともと弁護士業務を適正に行うために必要な行為であり、今後ますます顕著になる弁護士業務の範囲の拡大

の範囲が、顧客の本人確認と記録の保存義務を弁護士に課すよう勧告された範囲となる。次に、イメージを明瞭にするためこの円を黒く塗りつぶして頂いたうえで、その中に守秘義務という白い円を描いて頂きたい。弁護士業務全体の中に黒いリングが残ることになるが、これが「疑わしい取引」の報告義務の対象範囲であり、そこで動かされる資金について、関与した弁護士が、犯罪収益かテロ関連であると疑つたか、疑うべき合理的な理由のあつたときは、金融監督機関に対する報告義務を課すよう求められているのである。

この概念図からすぐにわかるところ、このリングの太さを決めるのは守秘義務の大きさであるが、それは各国の守秘義務法に委ねるものとされ司法手続きの過程であらわれた情報など伝統的弁護士業務に関する秘密が例示されている。

3 各国の対応

FATF加盟の主要国の中、EU諸国は、疑わしい取引の通報義務を定める立法を2001年のEU指令が求めたために、エストニア、ギリシャ、ルクセンブルク、ポーランド及びスウェーデンを除き、すでに疑わしい取引の通報義務を課す法律を施行している。例

1 FATFが勧告する弁護士業務規制の概要



委員長 川村 利治 第一東京

ゲートキーパー規制立法の現状

問題は、「疑わしい取引」の報告義務である。守秘義務といふ業務として関与した際に得られた情報を取り締まり当局に報告することがある。という制度それ自体が、弁護士の依頼者への忠実義務に対する無条件の信頼を損なうことである。まして、この報告については、「内報の禁止」をすることになつており、金融監督機関に通報したことを依頼者に教えることは禁止される。つまり、弁護士が取り締まり当局の密告者となることが強制されるのである。

依頼者から見た弁護士が、心おきなく何でも打ち明けられる存在というイメージではなくつていく心配があるのは明らかだろう。ことし、報告義務の例外とされる守秘義務の対象情報の範囲が明確化された。それによると、守秘義務の範囲縮小と弁護士に対する信頼の一層の喪失という効果をもたらしかねないのである。

5 日弁連の方針

日弁連は、たゞ限られた範囲であるにせよ、「疑わしい取引」の通報義務が課されることは弁護士制度の根幹に關わる問題であるとして、これに対しあくまでも反対しつつ、本人確認と記録保存の義務については会規制定で積極的に対応することとした。

また、米国の状況等、今後の各

国との立法の進展如何によっては、日弁連が拒否しても「疑わしい取引」の通報義務を課す立法が強行されるおそれもあるため、その場合、日弁連が通報先となることにより、金融庁に弁護士の守秘義務を参考していただきたい。

米国でも立法はまだなされておらず、米国法曹協会も「疑わしい取引」の通報義務に反対している。

日本でも立法はまだなされておらず、米国法曹協会も「疑わしい取引」の通報義務に反対している。そこで、米国法曹協会は、裁判所に求め、各州最高裁で弁護士に対する施行について相次いで差し止めが命ぜられた。その結果、2003年3月には、カナダ政府が弁護士を対象とする部分について立法を廃止し、新たな立法について弁護士会との協議を開始した。

日本でも立法はまだなされておらず、米国法曹協会も「疑わしい取引」の通報義務に反対している。そこで、米国法曹協会は、裁判所に求め、各州最高裁で弁護士に対する施行について相次いで差し止めが命ぜられた。その結果、2003年3月には、カナダ政府が弁護士を対象とする部分について立法を廃止し、新たな立法について弁護士会との協議を開始した。

日本でも立法はまだなされておらず、米国法曹協会も「疑わしい取引」の通報義務に反対している。そこで、米国法曹協会は、裁判所に求め、各州最高裁で弁護士に対する施行について相次いで差し止めが命ぜられた。その結果、2003年3月には、カナダ政府が弁護士を対象とする部分について立法を廃止し、新たな立法について弁護士会との協議を開始した。

日本でも立法はまだなされておらず、米国法曹協会も「疑わしい取引」の通報義務に反対している。そこで、米国法曹協会は、裁判所に求め、各州最高裁で弁護士に対する施行について相次いで差し止めが命ぜられた。その結果、2003年3月には、カナダ政府が弁護士を対象とする部分について立法を廃止し、新たな立法について弁護士会との協議を開始した。

